

約 定

- 1 私(当社)が支払うべき水道料金、下水道使用料又は集落排水施設使用料について、貴金融機関に振替通知書、振替通知書の記載内容を記録した伝送データ又は磁気媒体等(以下「振替通知書等」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく振替通知書等に記載・記録された金額を次の預金口座から引落としの上、支払ってください。なお、引落とし後の領収書の交付は必要ありません。
- 2 私が支払うべき水道料金、下水道使用料又は集落排水施設使用料について、口座名義人の指定口座から引き落とすことについては、口座名義人の了承を得ているので、このことによる一切の責任は私が負います。
- 3 預金の引落としにあたっては、当座勘定規定若しくは預金規定又は貯金勘定にかかわらず、小切手の振出及び預金払戻請求書の提出をしません。
- 4 預金口座の残高が振替日において、振替通知書等に記載・記録された金額に満たないときは、私に通知することなく、振替できない旨を鳥取市水道局及び鳥取市に通知されても差し支えありません。
- 5 振替日が貴金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日を振替日としてください。
- 6 貴金融機関が必要であると認めた場合は、私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。またこの契約に関する事項を変更し、又は契約を解除するときはその旨書面にて依頼します。
- 7 この口座振替について紛議が生じることがあっても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。

収納依頼者	鳥取市水道事業管理者	鳥取市長
-------	------------	------